

令和7年 第6回 安芸太田町議会臨時会会議録

令和7年10月23日

招集年月日	令和7年10月23日						
招集の場所	安芸太田町議会議事堂						
開閉会日 及び宣告	開 会	令和7年10月23日 午後4時20分			議 長	中本 正廣	
	閉 会	令和7年10月23日 午後4時45分			議 長	中本 正廣	
応(不応)招議員 及び出席並びに 欠席議員 凡例 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △公 公務欠席	議 席 番 号	氏 名	出席等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出席等 の 別	
	1	笠 井 清 孝	○	7	影 井 伊久美	○	
	2	田 島 清	○	8	大 江 昭 典	○	
	3	宮 本 千 春	○	9	小 島 俊 二	○	
	4	大 江 厚 子	○	10	津 田 宏	○	
	5	末 田 健 治	○	11	中 本 正 廣	○	
	6	佐々木 道 則	○				
会議録署名議員	9番	小 島 俊 二		10番	津 田 宏		
職務のため議場に 出席した者の職氏名	事務局長	河 野 茂		書 記	佐々木 裕子		
地方自治法第 121 条により説明のため 出席した者の職 氏名	町 長	橋 本 博 明		教 育 長	大 野 正 人		
	副 町 長	木 村 富 美		病院事業管理者	—		
	参 事	—		道の駅推進チーム 担当課長	—		
	参 事	—		教 育 次 長	長 尾 航 治		
	会 計 管 理 者 兼 総 務 課 長	二 見 重 幸		教 育 課 長	—		
	総 務 課 主 幹	郷 田 亮		安芸太田病院 事務長	—		
	加 計 支 所 長	—		—	—		
	筒 賀 支 所 長	—		—	—		
	企画 DX 課長	—		—	—		
	税務住民課長	—		—	—		
	地域協働課長	—		—	—		
	産業観光課長補佐	—		—	—		
	建 設 課 長	武 田 雄 二		—	—		
	健康福祉課長	—		—	—		
	衛生対策室長	—		—	—		
会議に付した事件	別紙のとおり						
会議の経過	別紙のとおり						

会議に付した事件

令和7年10月23日

	諸般の報告
	会議録署名議員の指名
	会期の決定
承認第4号	専決処分の承認を求めることについて
議案第57号	工事請負契約の締結について
議案第58号	令和7年度安芸太田町一般会計補正予算（第4号）
議案第59号	令和7年度安芸太田町下水道事業会計補正予算（第1号）
発議第3号	道の駅再整備事業に関する早期なる情報提供を求める決議案の提出について

令和7年第6回臨時会
(令和7年10月23日)
(開会 午後4時20分)

○中本正廣議長

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますのでこれから令和7年第6回安芸太田町議会臨時会を開会いたします。本日の議事日程はあらかじめ御手元に配付したとおりです。

日程第1. 諸般の報告

日程第1、諸般の報告を行います。本日町長から配付のとおり議案が送付されています。地方自治法第121条の規定により、本臨時会に説明のため出席を要求した者は町長及び教育長です。なお同条の規定によって町長及び教育長から説明を委任したことについて、配付した写しのとおり通知がありました。監査委員から、8月末現在における出納検査の結果報告が提出されています。報告書は議会事務局で保管していますので、ご覧ください。以上で諸般の報告を終わります。

日程第2. 会議録署名議員の指名

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は会議規則第126条の規定によって、9番小島俊二議員及び10番津田宏議員を指名いたします。

日程第3. 会期の決定

日程第3、会期の決定についてを議題といたします。お諮りします。本臨時会の会期は本日10月23日の1日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認めます。したがって会期は本日1日間に決定しました。

日程第4. 承認第4号

日程第4、承認第4号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。橋本町長。

○橋本博明町長

はい。それでは御説明させていただきます。承認第4号、専決処分の承認を求めることについて。町管理の農道において、道路管理瑕疵による車両底部等損傷を生じさせた事故について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものでございます。詳細については、担当課長から説明をさせます。

○中本正廣議長

二見総務課長。

○二見重幸総務課長

それでは、議案を説明させていただきます。承認第4号、専決処分の承認を求めることについて。次ページをお願いします。専決処分書の読み上げをもちまして説明とさせていただきます。損害賠償の額の決定及び和解について。令和7年6月25日午前11時30分頃、農道畑ヶ谷溝口線で発生した道路管理瑕疵による車両底部等損傷事故について、地方自治法第179条第1項の規定に

より、次のとおり専決処分する。1、本件事故による損害賠償額として、安芸太田町が6万6,528円を支払う。2、本件事故に関し、その他一切の費用等は、双方とも請求しない。3、上記各項により、本件事故は解決とする。令和7年9月29日、安芸太田町長橋本博明。以上でございます。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり。)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。承認第4号、専決処分の承認を求めることについては、これを承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって承認第4号についてはこれを承認することに決定しました。

日程第5. 議案第57号

日程第5、議案第57号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。橋本町長。

○橋本博明町長

はい。続きまして、議案第57号、工事請負契約の締結について。町道三谷龍頭線道路改良工事の工事請負契約について、予定価格が5千万円を超えるため、安芸太田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。詳細については、担当課長から説明をさせます。

○中本正廣議長

武田建設課長。

○武田雄二建設課長

議案第57号、工事請負契約の締結について。次のとおり工事請負契約を締結したいので、安芸太田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものです。契約の目的、町道三谷龍頭線道路改良工事。契約方法、一般競争入札。契約の金額1億3,200万円。契約の相手方、安芸太田町大字中筒賀540番地2、筒賀建設株式会社、代表取締役、佐々木研次。以上です。よろしくお願いします。

○中本正廣議長

以上で提出者の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。小島議員。

○小島俊二議員

はい。当該工事の一般競争入札ですが、参加事業者数と、入札率が、落札率が分かりましたら。

○中本正廣議長

武田建設課長。

○武田雄二建設課長

はい。業者数は1社でございました。入札率ですけど、申し訳ないです、今準備ができておりませんが、ほぼ100%に近かったと思っております。申し訳ないです。

○中本正廣議長

ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第57号、工事請負契約の締結についてを起立により採決します。議案第57号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって、議案第57号については原案のとおり可決しました。

日程第6. 議案第 58 号

日程第6、議案第58号、令和7年度安芸太田町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。橋本町長。

○橋本博明町長

はい。続きまして議案第58号、令和7年度安芸太田町一般会計補正予算（第4号）。令和7年度安芸太田町一般会計の補正予算第4号は、歳入歳出それぞれ1,595万4千円の増額を定めるものがございます。今回の補正は、公共施設緊急修繕対応として加計認定こども園あさひの給食搬入口建具修繕及び下水処理施設設備修繕等に伴う下水道事業会計への補助金について必要な予算を計上するものがございます。詳細については担当課長等から説明をさせます。

○中本正廣議長

郷田総務課主幹。

○郷田亮総務課主幹

はい。議案第58号、令和7年度安芸太田町一般会計補正予算（第4号）につきまして御説明申し上げます。まず、第1条の歳入歳出予算の補正でございます。こちらにつきましては歳入歳出それぞれ1,595万4千円を追加しまして、予算総額を歳入歳出それぞれ91億1,477万4千円と定めるものがございます。2条につきましては地方債の補正をさせていただくものがございます。次のページ、12ページのほうを御覧ください。第1表でございます。今回の補正に対する歳入でございます。上から財政調整基金やふるさと未来・夢基金からの基金繰入金としまして317万3千円。諸収入の雑入として建物共済保険金です。958万1千円。そして町債の320万円をそれぞれ歳入予算に充てさせていただきます。続きまして次のページ13ページでございます。歳出です。この表のとおり民生費64万9千円、衛生費1,530万5千円をそれぞれ増額補正するものがございます。続きまして14ページとなります。第2表の地方債補正でございます。下水道事業に係る設備工事の一般会計負担金につきまして、この表に示すとおり過疎対策事業の限度額を変更して対応するものがございます。それでは各補正の詳細につきましては担当課より御説明をさせていただきます。

○中本正廣議長

長尾教育次長。

○長尾航治教育次長

はい。それでは教育委員会からの歳出、事項別明細書、歳出の20ページ21ページを御説明させていただきます。民生費でございます。民生費の保育所管理事業、需用費といたしまして64万9千円を計上させていただいております。こちらは先ほど町長のほうからありましたとおり、加計認定こども園あさひの通用口になります扉、こちらがですね木製なんですけれども、老朽化により不具合が生じております。アルミの通用口に変更したいというふうに考えております。教育委員会からは以上でございます。

○中本正廣議長

武田建設課長。

○武田雄二建設課長

はい。4款、衛生費です。こちらのほうは、一般会計より下水のほうの繰入金ということで、1,530万5千円となっております。よろしくお願いします。

○中本正廣議長

以上で提出者の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第58号、令和7年度安芸太田町一般会計補正予算（第4号）を起立により採決します。議案第58号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立総員です。したがって議案第58号については原案のとおり可決しました。

日程第7. 議案第59号

日程第7、議案第59号、令和7年度安芸太田町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。橋本町長。

○橋本博明町長

議案第59号、令和7年度安芸太田町下水道事業会計補正予算（第1号）。令和7年度安芸太田町下水道事業会計の補正予算第1号は、資本的収入及び支出の予定額を2,350万5千円増額補正するものでございます。今回の補正は、落雷の被害により故障した本郷浄化センターの設備の修繕対応及び筒賀水道管理センター主ポンプ等整備工事に係る工事費の増額対応によるものでございます。詳細については、担当課長から説明をさせます。

○中本正廣議長

武田建設課長。

○武田雄二建設課長

ページ23ページです。議案第59号、令和7年度安芸太田町下水道事業会計補正予算（第1号）です。今回の補正は、町長申し上げましたが、本郷浄化センターの落雷の被害によりまして、制御盤等が故障いたしまして、こちらの修繕を行うもの、また筒賀水質管理センターの主ポンプ整備工事、こちら財源が確定したため補正を行うものです。第3条の資本的収入及び支出ですが、こちらの収入の部です。補正2,350万5千円を補正いたしまして、9,494万7千円。内訳企業債、内訳企業債ですが、320万補正いたしまして920万円。補助金、2,030万5千円を補正いたしまして、7,830万5千円です。続きまして資本的支出のほうです。こちらは2,350万5千円補正いたしまして2億539万円。建設改良費内訳です。2,350万5千円補正いたしまして、5,070万5千円となります。4条企業債です。こちらのほうの限度額を720万円から320万円補正いたしまして、1,040万に増額するものです。以上です。

○中本正廣議長

以上で提出者の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第59号、令和7年度安芸太田町下水道事業会計補正予算（第1号）を起立により採決します。議案第59号に

については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって議案第59号については、原案のとおり可決しました。

日程第8. 発議第3号

日程第8、発議第3号、道の駅再整備事業に関する早期なる情報提供を求める決議案の提出についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。津田議員。

○津田宏議員

発議第3号、道の駅再整備事業に関する早期なる情報提供を求める決議案の提出について。安芸太田町議会会議規則第14条第1項の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出します。提案理由、道の駅再整備事業は、地域の賑わい創出や観光振興、交流人口拡大に資する重要かつ住民の関心も極めて高い事業である。しかしながら、当該事業の進捗状況や事業内容の変更、契約手続等に関して、町議会への報告や説明が早い段階で十分に行われていない。地方自治体において、議会は住民の代表機関として行政の執行状況を監視し、説明責任を果たす立場にある。町執行部が議会への説明や情報提供を怠ることは、議会の審議権を軽視するものであり、信頼関係を損ねるものである。また、住民の知る権利の確保にも関わる重大な問題である。よって、本議会は町長及び関係部局に対し、道の駅再整備事業に関する進捗状況、契約内容、財源計画、事業スケジュール等について、議会及び町民に対し誠実かつ速やかに説明を行うよう強く求めるものである。以上決議する。

○中本正廣議長

以上で提出者の説明を終わります。これから提出者に対する質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論あり」の声あり。)

討論ありと認めます。まず原案に反対の発言を許します。末田議員。

○末田健治議員

5番末田でございます。私は提案された事柄につきまして、内容においては十分理解をいたします。道の駅整備については、安芸太田町の非常に大きな明暗を分けるといいますか、そういう、かつてない大きなプロジェクトでございまして、住民の皆さんも非常に大きな関心を持って、この行方を見守っておられるというふうなことで承知をしております。その中で、ただいま提案ありました、情報提供を求める決議について私は必要な都度において執行部のほうから、適切な説明は頂いておるといふふうに理解をしております。とりわけ、全員協議会でも議題になりましたJ A戸河内支店の施設内への整備、それからセブンイレブンの移転に伴うことから、これについては当初からその方向性について説明を受けておりましたし、セブンイレブンがそこにあることによって新しい道の駅が、機能的に非常に損なうという形になるというふうには私は思っております。その説明については十分これまでも、移転がなされるということについて私も承知をいたしておりましたから、説明不足ということについては私は当たらないと思います。議会として当然、住民の代表でございしますので、住民への情報提供については、やっぱりきちっとする必要があると思いますが、不確かな情報をもって説明するということは、かえって疑念を抱くことになります。執行部におきましては、これまで固まった方向性についてのみ、説明は頂いていると思います。素案の段階で説明をしますと、そのことが住民のほうに流れ、かえって混乱をきたす、こういうことになりかねないというふうに思います。説明については、大きなプロジェクトでございしますので、十分説明を頂くことは当然のことというふうに

と思いますが、適切なる対応をされてきたという経緯からして、私は特別この決議は必要ないということで、反対いたします。以上です。

○中本正廣議長

次に、原案に賛成の発言を許します。小島議員。

○小島俊二議員

はい。私は発議に賛成の立場で討論させていただきます。今回の道の駅再整備事業は、安芸太田町の明暗を分ける大規模な事業だろうというふうに考えておるところでございます。そうすると議会と十分に執行部は連携をとって、両方でこの事業に取り組んでいかななくてはならないというふうに思います。それで本日の説明を受けると、事業内容についても大きな変更内容の説明を受けたところでございますが、そういった内容については、もう少し早めに情報提供をして、議論する場がないと、判断が非常に難しいところであります。もう12月には、事業計画を最終的に決めて、予算も決める時期になっておりますんで、もう少し早い段階での情報提供をすることが住民の信頼にこたえることになるのではないかというふうに思います。そういった意味で、まだまだ議会への情報提供が不十分であるという立場から、本決議案に賛成の立場で討論させていただきます。以上です。

○中本正廣議長

ほかに討論ありませんか。大江厚子議員。

○大江厚子議員

はい、大江厚子です。私は、道の駅再整備事業に関する早期なる情報提供を求める決議案の提出については反対いたします。確かに私も住民の皆様との意見交換の中で、返答に困ることがありまして、十分な説明がなされているかといえ、それは説明不足というのは否めない部分はありますが、しかし、議会においてこういう決議を出すというのは本当に重大なことです。特別な重大な瑕疵があったわけではないというふうに思っていますし、故意による説明不足があったとも思えません。しかし、今後、本当に皆様が言われるように、重要な案件です。道の駅の再整備事業は、これまで以上に十分な説明をしていただきますように強く要望して、私はこの決議には反対いたします。以上です。

○中本正廣議長

ほかに討論ありますか。影井議員。

○影井伊久美議員

議席番号7番、影井伊久美でございます。発議第3号、道の駅再整備事業に関する早期なる情報提供を求める決議案の提出について、賛成の立場から討論いたします。本議案は、町が進める道の駅再整備事業について、これまでの経過や、今後の見通しなどに関し、議会及び町民への説明が十分でない。こういったところを、改めてまた誠実な情報提供と説明責任を果たすこと、それを求めるものです。住民の関心度も高い事業であり、議会としても適切な検証を行う。このためには、町からの十分な情報提供が不可欠だと考えております。これまでも説明の在り方については、時期が遅いのではないかとか、内容が不十分ではないかとの指摘を行ってまいりましたが、現状も改善されていないと私は認識をしております。このことは議会軽視との印象を与えかねません。本決議は決して対立や批判を目的とするものではなくて、信頼関係をもって町と議会が情報を共有して、議論を進めていくために重要な案件であるにとらえます。議会といたしましても、町民への説明責任を果たすため、本決議を通して町に説明を求めることは当然であり、また、必要な対応であると確信をいたしております。以上の理由から、私は、本決議案に賛成をいたします。議員各位の御理解と御賛同をお願い申し上げ、賛成討論といたします。

○中本正廣議長

ほかに討論ありますか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。発議第3号、道の駅再整備事業に関する早期なる情報提供を求める決議案の提出についてを起立により採決します。発議第3号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって発議第3号については原案のとおり可決しました。以上で本日の日程は全部終了いたしました。これで会議を閉じ、令和7年第6回安芸太田町議会臨時会を閉会いたします。

○河野茂議会事務局長

御起立願います。一同互礼。

午後4時45分 閉会
